改正後	改正前
（通信設備） **第四十四条**　［略］ 2　前項第一号の⑴の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。 ［一　略］ 二　一般の需要に応じた電気の供給に係る分電盤であつて、一般送配電事業者（電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。）が維持し、及び運用する電線路と直接に電気的に接続され引込口において設置されるものから負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）であつて、次に掲げるもの ⑴　屋内広帯域電力線搬送通信設備（屋内においてのみ使用する広帯域電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。） ⑵　コンセント（家屋の屋外に面する部分に設置されたコンセントであつて、屋内電気配線と直接に電気的に接続されたものに限る。）に直接接続される屋外の電力線又はこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電気的に接続されたものに限る。）を使用し、かつ、屋内の電力線を使用する広帯域電力線搬送通信設備 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した傍線は注記である。	（通信設備） **第四十四条**　［同上］ 2　［同上］ ［一　同上］ 二　電気使用者（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第二十四条の二第一号に規定する電気使用者をいう。）の引込口における分電盤から負荷側において二MHzから三〇MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。） ⑴　屋内広帯域電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。） ⑵　⑴以外のもの

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第六号　高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係） 第１　申請書 高周波利用設備許可申請書 年　月　日 長 （何）総合通信局長　殿（注１） 申請者（注２）　住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地） 氏名　㊞ 辺 高周波利用設備（　　）（注３）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。 短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）	**別表第六号**　高周波利用設備の許可申請書及び添附書類の様式（第26条関係） 第１　申請書 高周波利用設備許可申請書 年　月　日 （何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）　殿 申請者（注１）住所（法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地） 氏　名　㊞ 高周波利用設備（　　）（注２）を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。